

大郷町住民バスの管理運営に関する年度協定書

大郷町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、平成29年 月 日に締結した、大郷町住民バスの管理運営に関する協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、大郷町住民バスの管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、大郷町住民バスの管理運營業務（以下「本業務」という。）の各年度業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（平成30年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、平成30年度の業務内容は、管理運営に関する仕様書に定めるとおりであることを確認する。

（平成30年度の指定管理料）

第3条 本業務の指定管理料は_____円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、甲は、別紙「指定管理料支払計画書」により支払うものとする。

（疑義の決定）

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

本協定を証するため本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

平成30年4月1日

甲 黒川郡大郷町粕川字西長崎5番地の8
大郷町長 田 中 学

乙

別紙

大郷町住民バスの管理運營業務指定管理料支払計画書

支払月	金額	業務月	備考
5月		4月分	
6月		5月分	
7月		6月分	
8月		7月分	
9月		8月分	
10月		9月分	
11月		10月分	
12月		11月分	
1月		12月分	
2月		1月分	
3月		2月分	
4月		3月分	
合計			

(注) 消費税及び地方消費税を含む